

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高松市木太町新池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和8年4月24日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	松原 俊一郎	高松市木太町1118番地	令和8年3月31日

2 就任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	就任年月日
監 事	溝渕 薫	高松市木太町1151番地	令和8年4月1日